

令和2年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年5月7日（木）
午前9時30分～午前10時17分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 19人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 2番 大橋 芳信 3番 大浦 清貴
4番 山崎 巖 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 1番 大場 忠勝 5番 若林 勉
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
5. 議 題 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第7号 事業計画の変更申請について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 非農地証明書の交付について
報告事項第6号 農地法第3条の3第1項の規定による受理
について
報告事項第7号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第8号 農地法第18条第6項の規定による通知
について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、1番大場委員、5番若林委員、15番熊本委員、16番中島委員から欠席届があり、出席委員数は19名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。17番茶木委員、18番五十嵐委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は7件で、申請面積は4,603.61㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番と2番は譲受人が同じであります。ともに労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、下限面積10aの地区であります。労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします

会 長 続きまして、議案第6号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから10ページまでです。なお、今回は4条申請2件、5条申請7件で、面積は合計11,390.82㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。
5ページの4条申請1番は農機具敷地の拡張であります。申請地は昭和45年頃から農機具小屋を建築し使用しているものです。現在の農機具小屋では手狭であり、農機具をスムーズに出し入れができるようにと既存の農機具小屋の横に新たに建築する計画であります。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

2番は、農作業場を整地する計画であります。現在の農作業スペースが手狭であること、また農協に預けている農機具を置くため、耕作地に近く自宅に隣接する申請地で計画したものであります。申請地は、鉄道の駅から300m以内にある公共施設等が整

備された区域に属する第3種農地で、許可基準は「原則許可」を適用しています。

5条申請1番は、薬局を建築する計画であります。隣接地に2021年3月開院予定の病院が建設されますが、その病院の院外処方に対応する薬局が近隣にないことから計画されたものです。申請地は、10ヘクタール未満の集団規模の農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は「代替可能性なし」を適用しています。

2番は、調剤薬局を建築する計画であります。隣接地に開院している医院がありますが、その病院の院外処方に対応する薬局が近隣にはなく、不便を強いている状況が続いていることから計画されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に近い場所で、付近に小学校、スーパー等が整備されている申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、一般住宅兼店舗を建築する計画であります。美容師として独立を考え、現在勤務している美容室の指名客が通いやすく、また県道に接していることで多くの交通量もあることから新規の顧客の確保が見込める申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は、共同住宅を建築する計画であります。申請者は生活資金の一部として賃料収入を得ており、さらなる収入下支えのため新たな経営を検討していた際に、富山の知人から生活環境が整備されているという話を聞き、当地区で検討したものであります。近隣に企業団地、保育所等があり、国道も近くアクセスが良好であること、生活環境が整備されていることから継続的な需要を見込めると判断し選定したものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

7番は、植林を実施する計画であります。申請地を含む山林を伐採し、木質バイオマス発電に利用後、植林を実施するものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適

用しております。

8番は、進入路で整地済みであります。墓地への進入路として利用しているものを今回是正するものです。申請書には始末書の添付もございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

5条申請1番について、欠席届を提出している委員が担当されておりますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 5条申請1番は大場委員の担当であります。推進委員及び代理人、事業者、設計業者で現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第7号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第7号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

議案書のページは11ページでございます。

1番は当初、2年間の計画で陸砂利の採取計画でありましたが、事情により、1年間工期の延長を行いたく、申請されたものであります。その他の工事内容には変更はありません。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第7号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、私が代表を務める法人に関する事項がありますので、進行は宮田会長代理にお願いします。

会 長 代 理 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、16ページの20番から29番は●●委員が代表を務める法人に関する事項、22ページの67番から69番は○○委員の同居の親族が代表を務める法人に関する事項、24ページの96番から29ページ130番は■●委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから29ページです。

今回は111件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が4件、3～5年が34件、6～9年が8件、10年が65件です。設定面積は、590,094.25㎡です。

14ページ1番から16ページ18番までは、農地中間管理機構を通すものであります。16ページ19番から29ページ

130番が相対であります。

また、今回は利用権の移転が21件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は26ページの110番から29ページの130番までです。

今回、すべての相対移転は、自らが代表者を務める会社へ農業経営を移譲するためです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長代理 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、20番から29番、67番から69番、96番から130番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長代理 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長代理 異議なしとのことでありますので、20番から29番、67番から69番、96番から130番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、20番から29番について審議いたしますので、
●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長代理 それでは、20番から29番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長代理 異議なしとのことでありますので、20番から29番について、異議はないものといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会長代理 続きまして、67番から69番について審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会長代理 それでは、67番から69番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長代理 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長代理 異議なしとのことでありますので、67番から69番について、異議はないものといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会長代理 続きまして、96番から130番について審議いたしますので、■■委員は退室をお願いします。

<■■委員退室>

会長代理 それでは、96番から130番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長代理 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 代 理 異議なしとのことでありますので、96番から130番について、異議はないものといたします。

■■委員は入室をお願いします。

<■■委員入室>

会 長 代 理 改めまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。
それでは進行を会長にお返しいたします。

会 長 続きまして、議案第9号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、30ページから31ページです。
いずれの案件も、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第6号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第7号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項

第7号の規定による受理について
報告事項第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第6号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は32ページから41ページです。

今回の受理件数は16件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第7号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは42ページから48ページまでです。

今回の受理件数は、4条が6件、5条が13件、合わせて19件、面積は合わせて8,870.00㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

43ページ4番は、共有名義の農地であり、自身の持分1/2の分を4条で届出し、共有者の持分1/2の分については、48ページ12番にありますとおり、5条で所有権移転し、単独名義とし住宅を建築するものです。

報告事項第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、49ページから57ページです。

解約件数は21件で、解約面積は87,386.12㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和2年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

